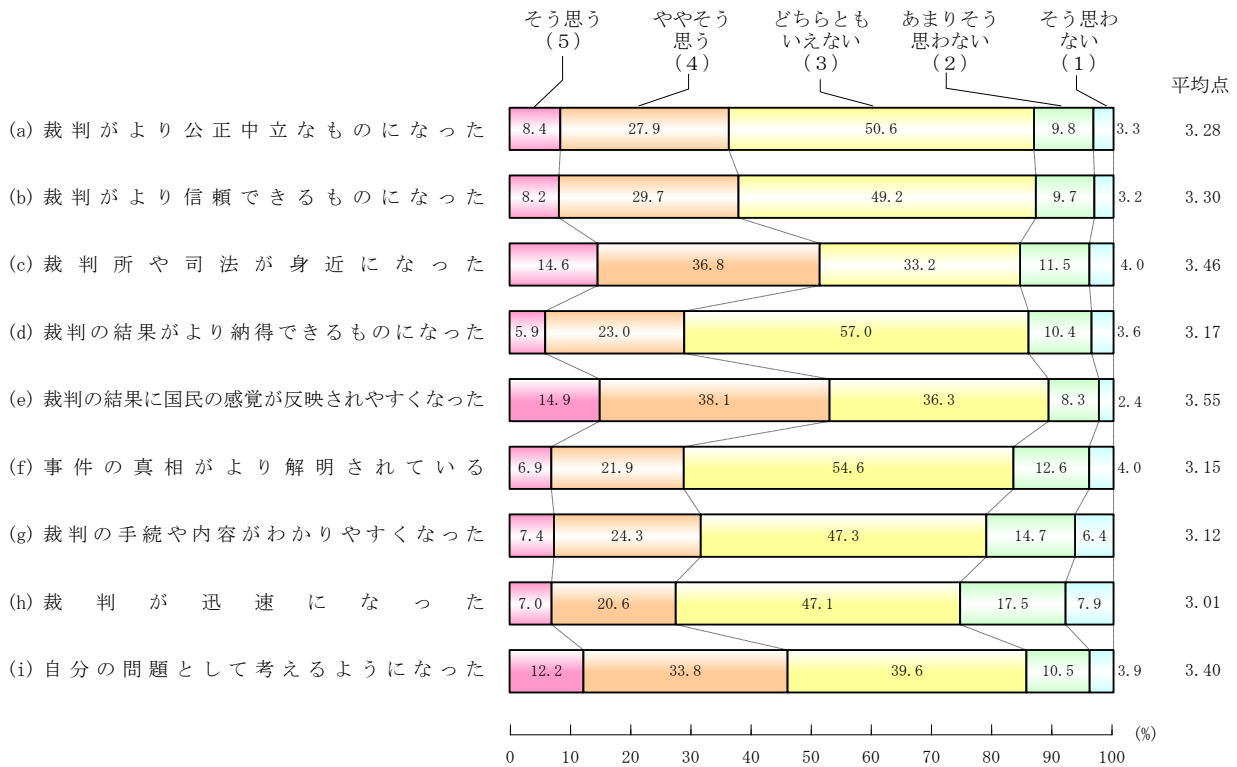


7 現在実施されている裁判員制度の印象

Q7 [回答票7] あなたは、現在実施されている裁判員制度について、どのような印象を持っていますか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。

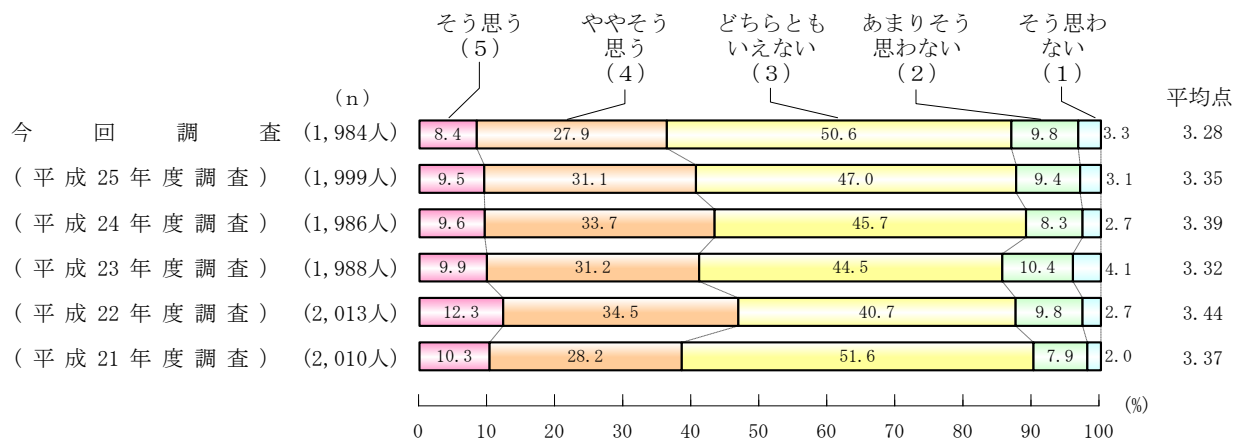
(n=1,984人)



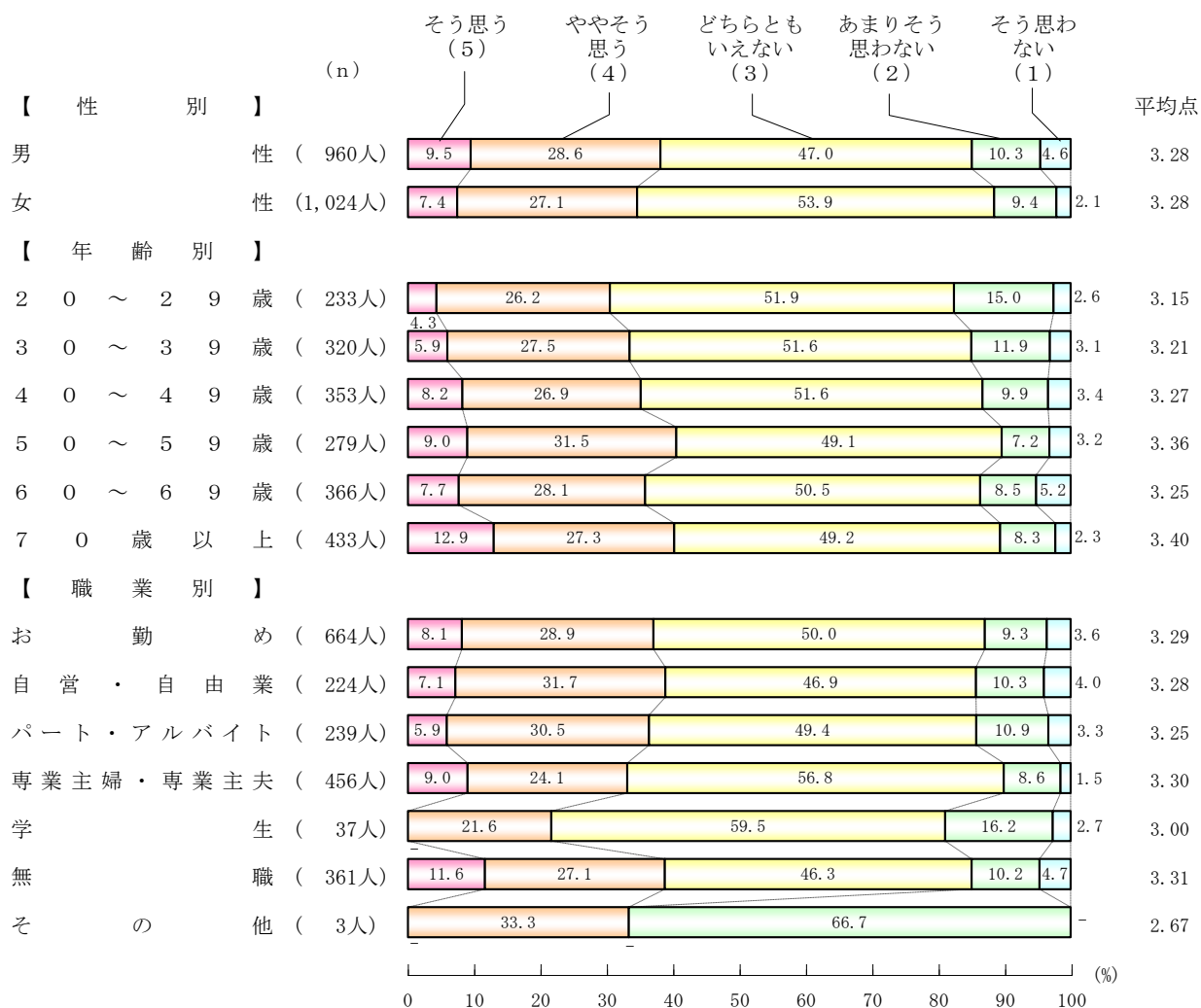
\* 平均点は「そう思う」5点、「ややそう思う」4点、「どちらともいえない」3点、「あまりそう思わない」2点、「そう思わない」1点でウエイト処理したものである。

現在実施されている裁判員制度について、どのような印象を持っているか、9項目の内容について聞いたところ、平均点が最も高かった項目は『裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなった』（3.55点）となっており、以下、『裁判所や司法が身近になった』（3.46点）、『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった』（3.40点）、『裁判がより信頼できるものになった』（3.30点）、『裁判がより公正中立なものになった』（3.28点）、『裁判の結果（判断）がより納得できるものになった』（3.17点）、『事件の真相がより解明されている』（3.15点）、『裁判の手続や内容がわかりやすくなった』（3.12点）、『裁判が迅速になった』（3.01点）となっている。

Q 7 (a) 裁判がより公正中立なものになった

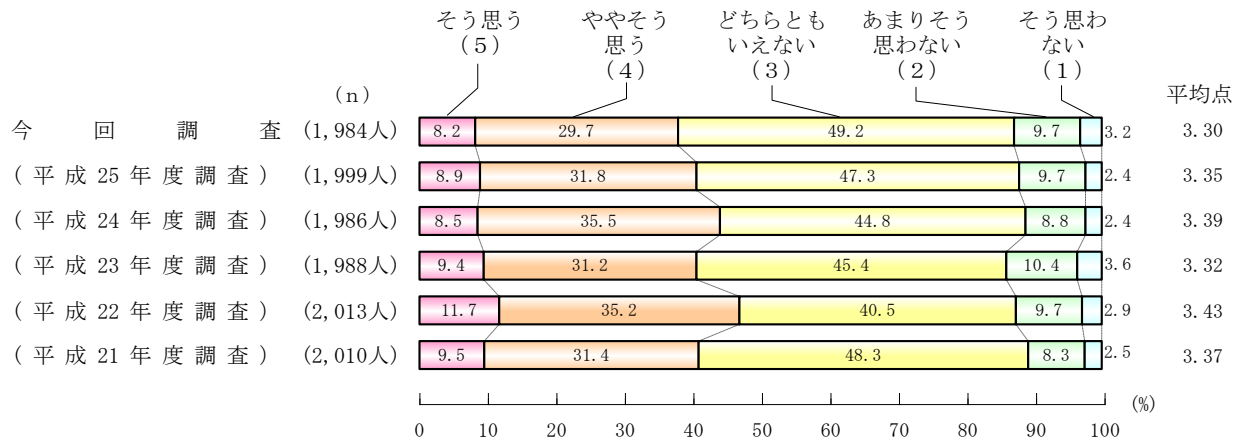


裁判員制度実施後の変化として『裁判がより公正中立なものになった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は36.3%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は13.1%となっている。

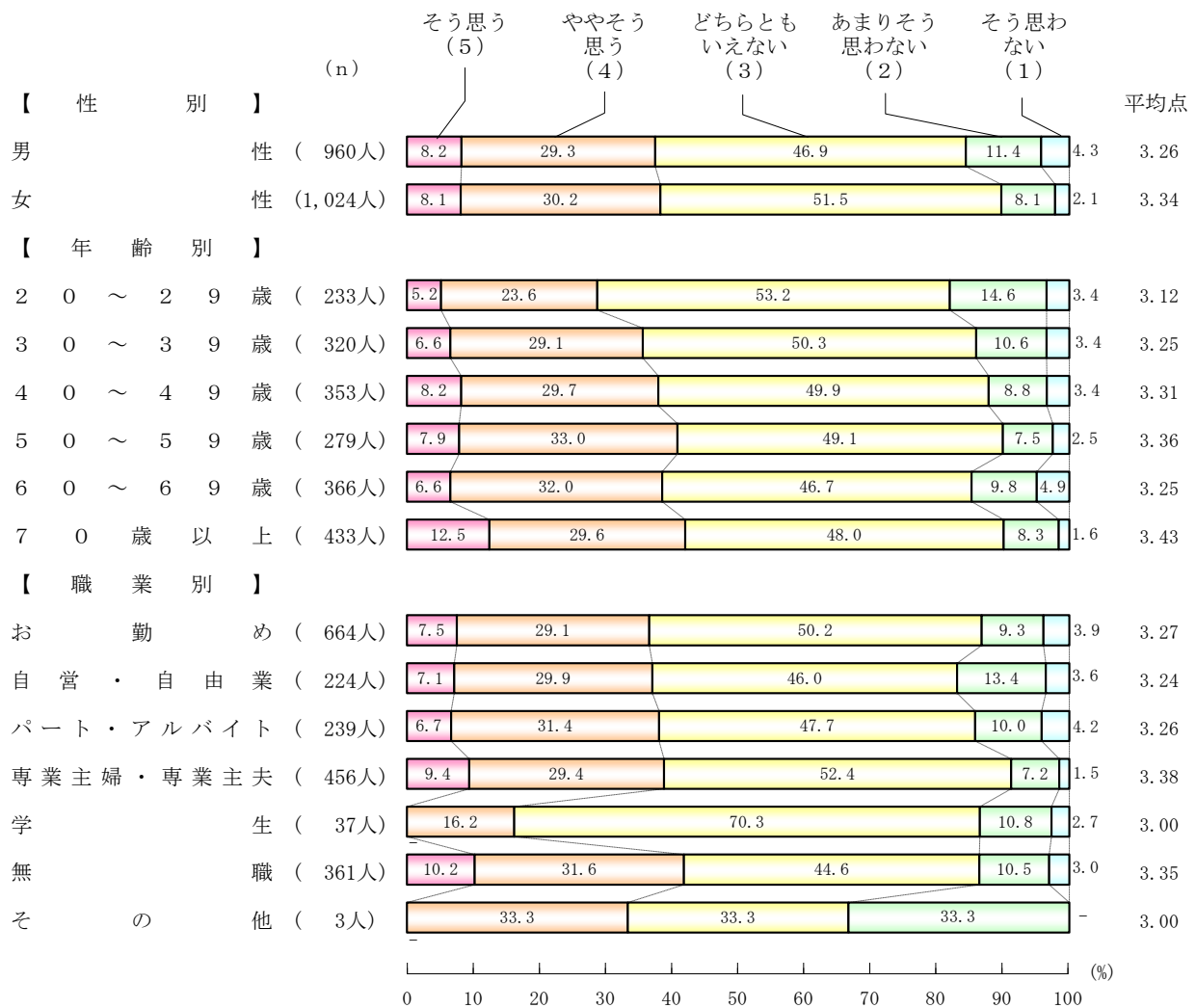


『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、20代が最も低く、職業別では、学生が最も低くなっている。

Q 7 (b) 裁判がより信頼できるものになった

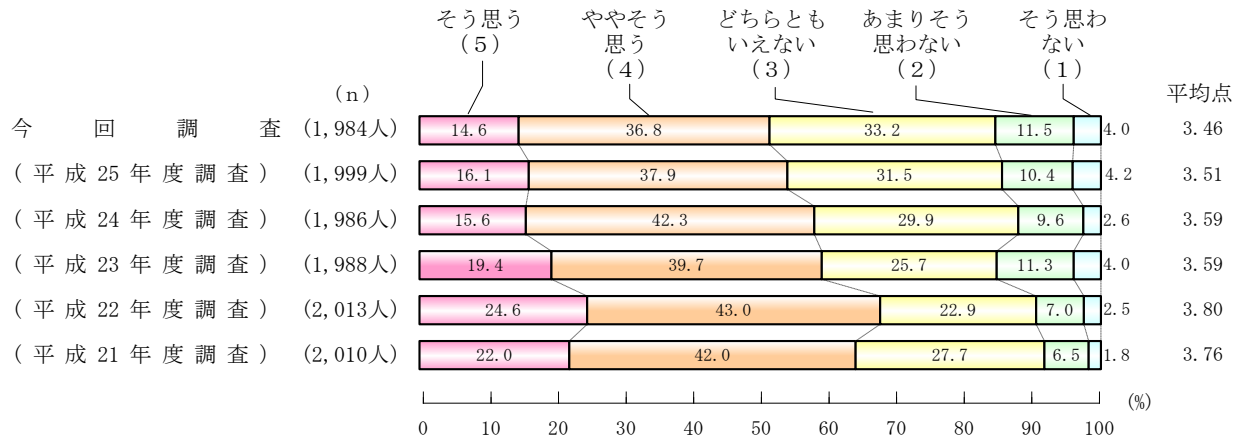


裁判員制度実施後の変化として『裁判がより信頼できるものになった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は37.9%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は12.9%となっている。

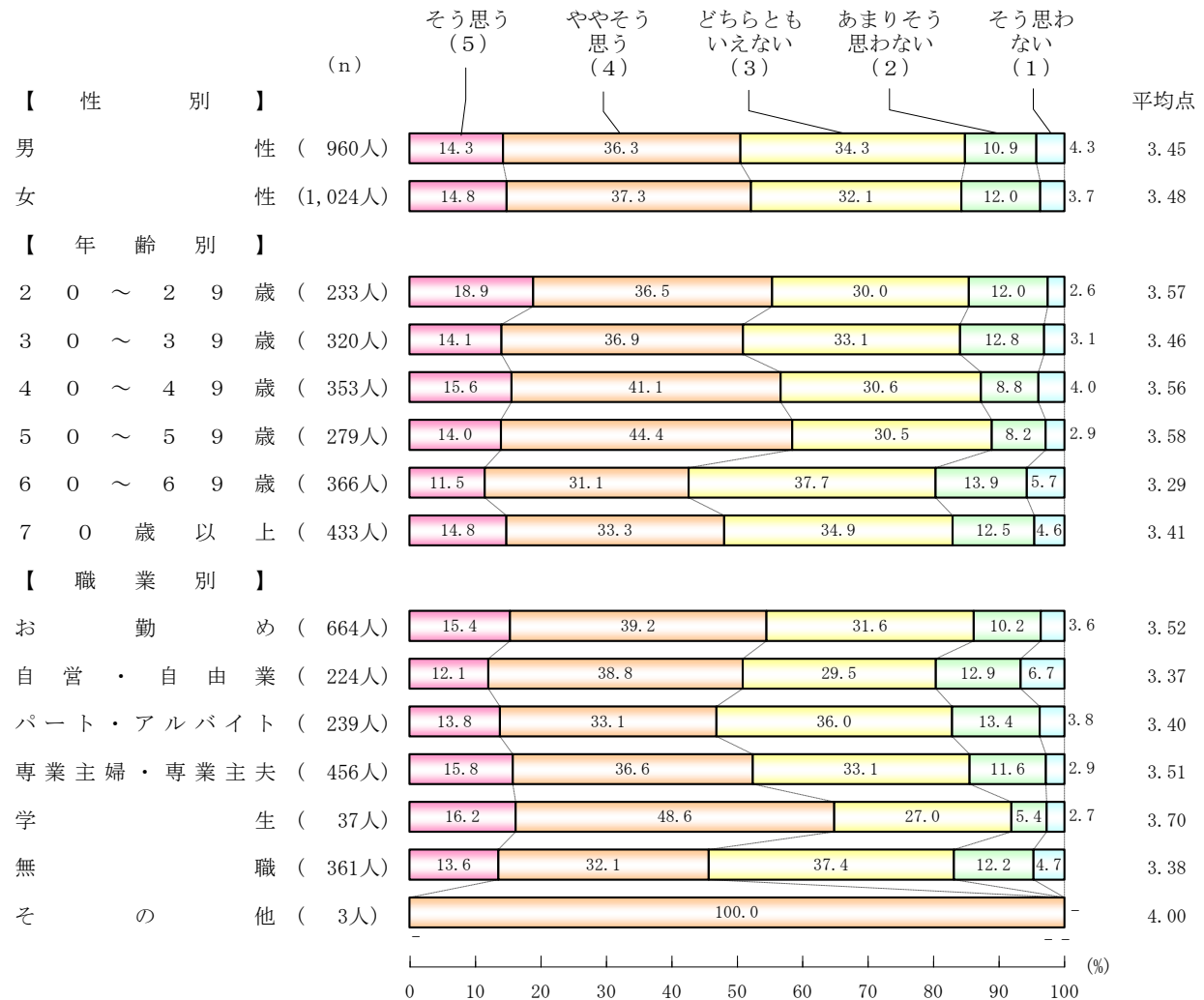


『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、70歳以上が最も高く、職業別では、学生が最も低くなっている。

Q 7 (c) 裁判所や司法が身近になった

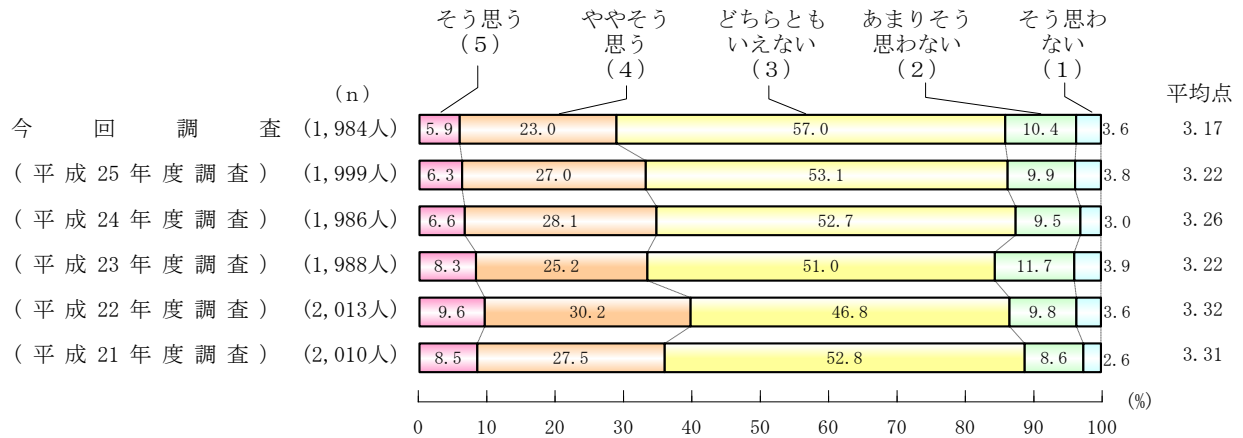


裁判員制度実施後の変化として『裁判所や司法が身近になった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は51.4%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は15.5%となっている。

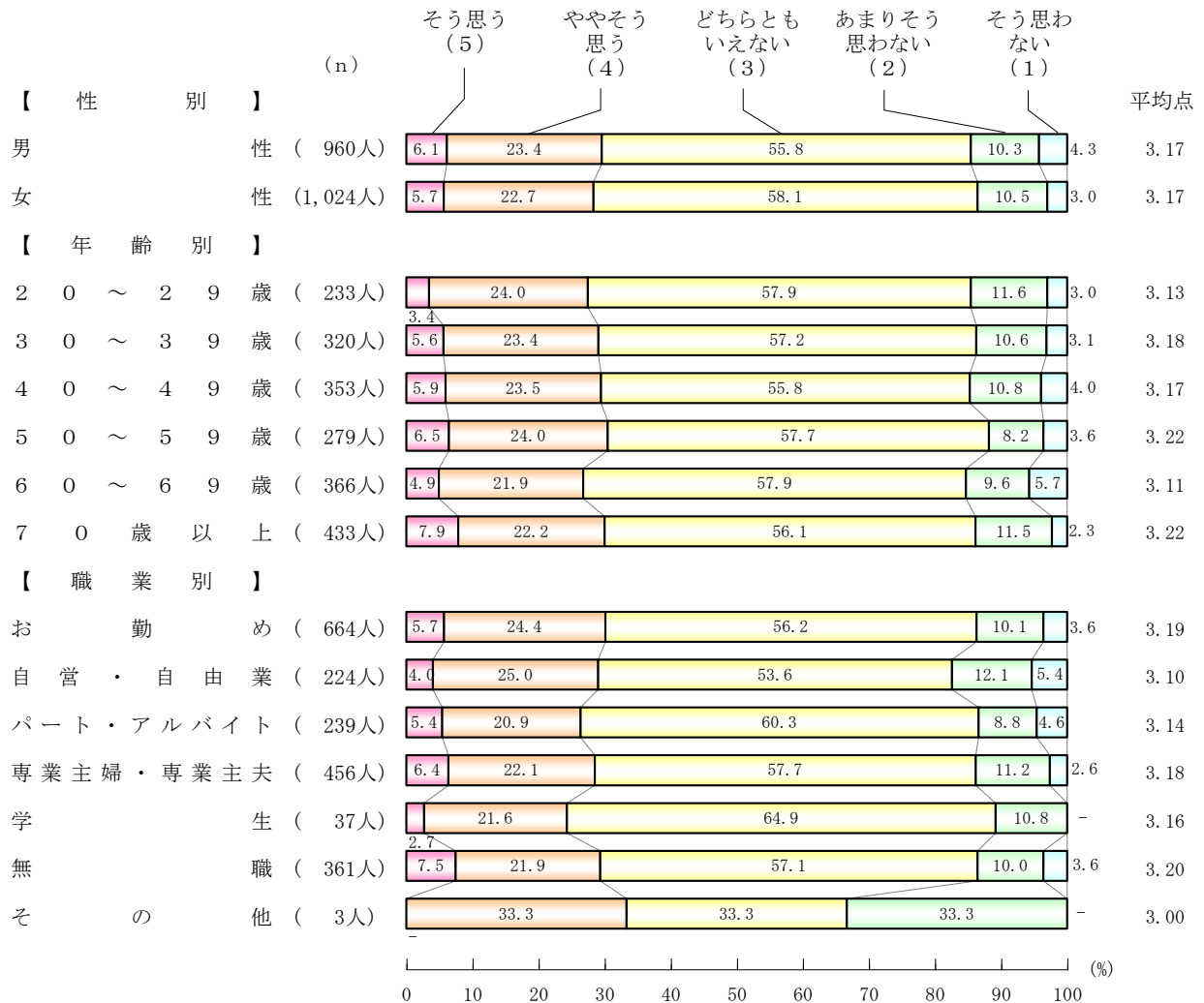


『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、60代が最も低く、職業別では、無職が最も低くなっている。

Q 7 (d) 裁判の結果 (判断) がより納得できるものになった

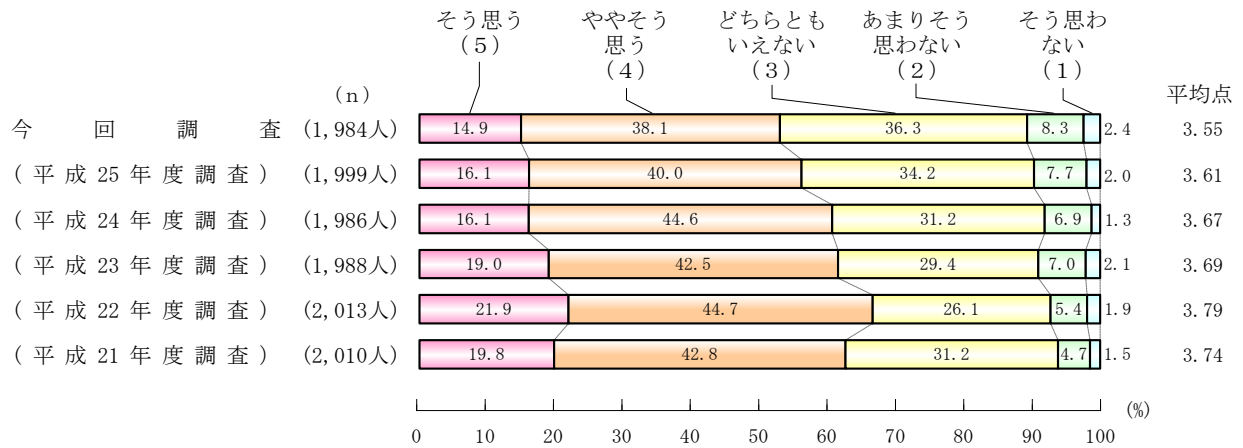


裁判員制度実施後の変化として『裁判の結果 (判断) がより納得できるものになった』という印象では、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)は28.9%、『そう思わない』(「あまりそう思わない」+「そう思わない」)は14.0%となっている。

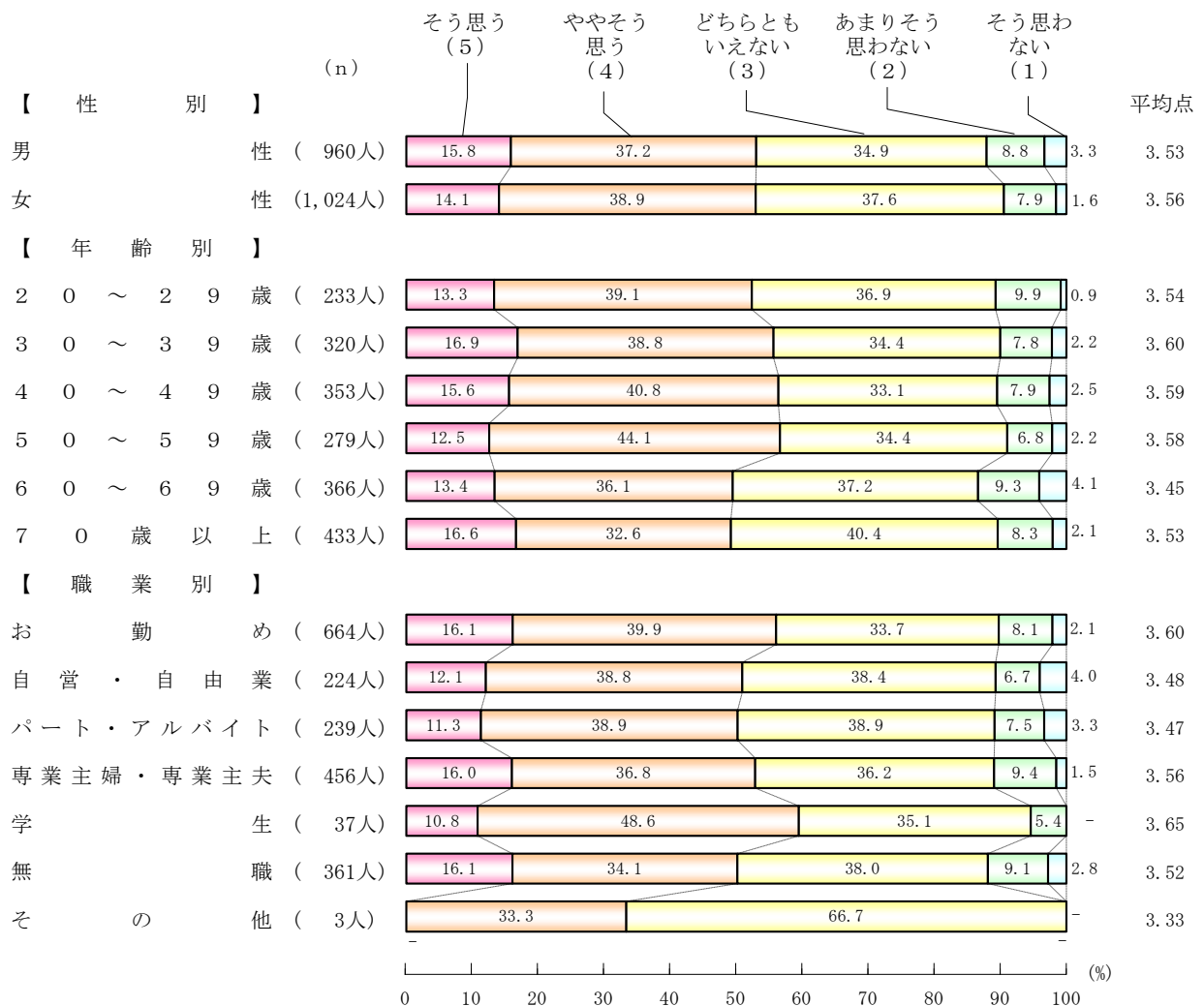


『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)と答えた者の割合は、男女別、年齢別、職業別、いずれも大きな差はみられない。

Q 7 (e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなった

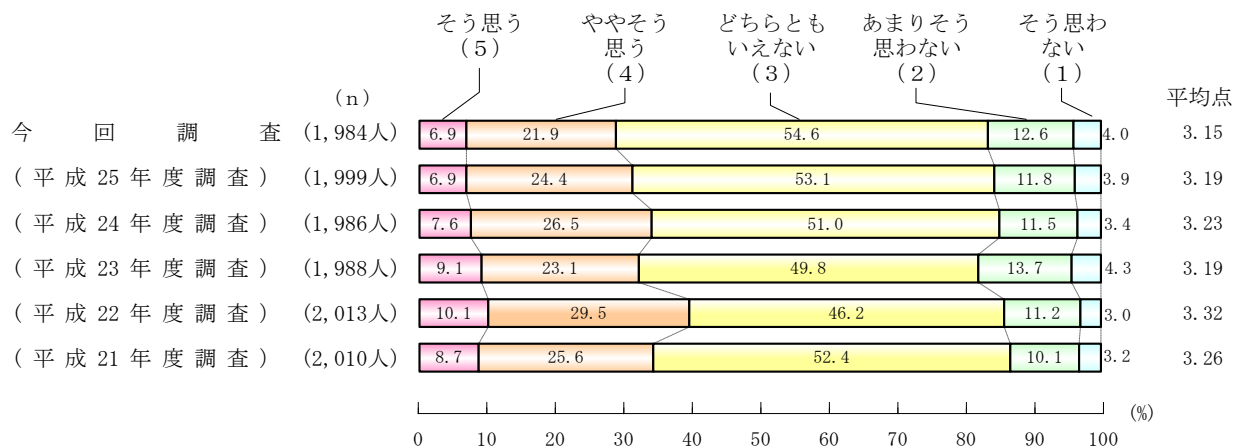


裁判員制度実施後の変化として『裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は53.0%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は10.7%となっている。

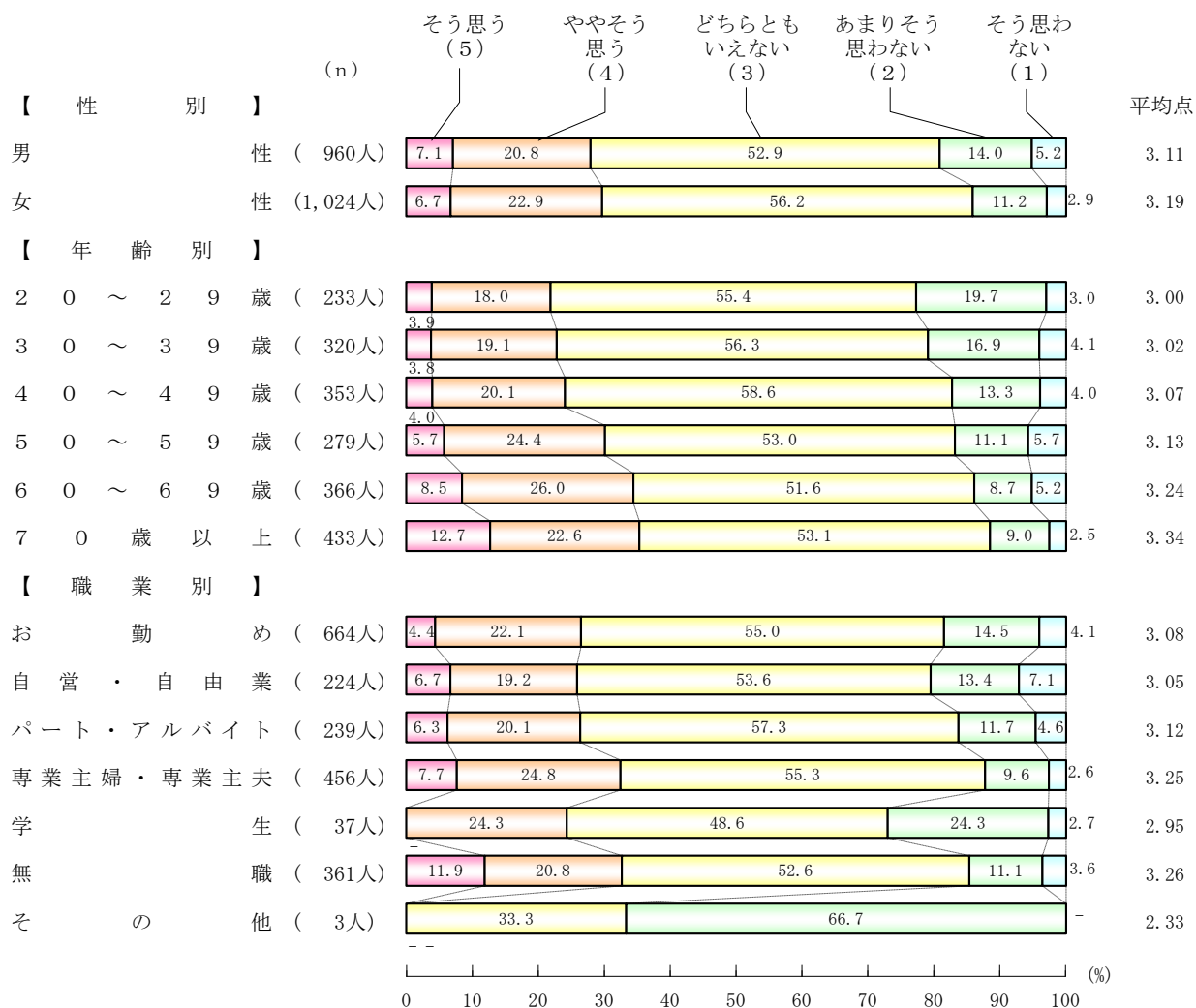


『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、60代以上が低く、職業別では、学生が最も高くなっている。

Q 7 (f) 事件の真相がより解明されている

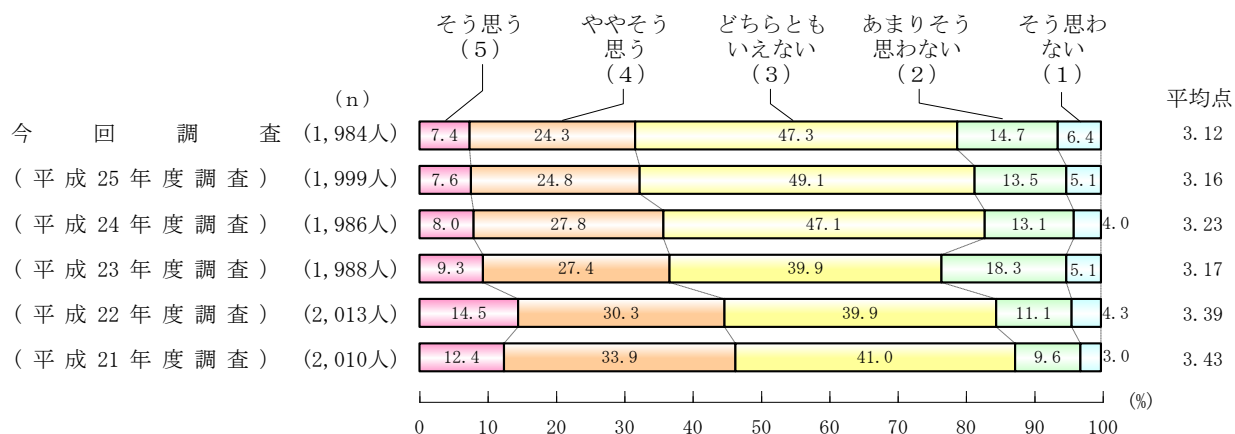


裁判員制度実施後の変化として『事件の真相がより解明されている』という印象では、『そう思う』（『そう思う』 + 『ややそう思う』）は 28.8%、『そう思わない』（『あまりそう思わない』 + 『そう思わない』）は 16.6%となっている。

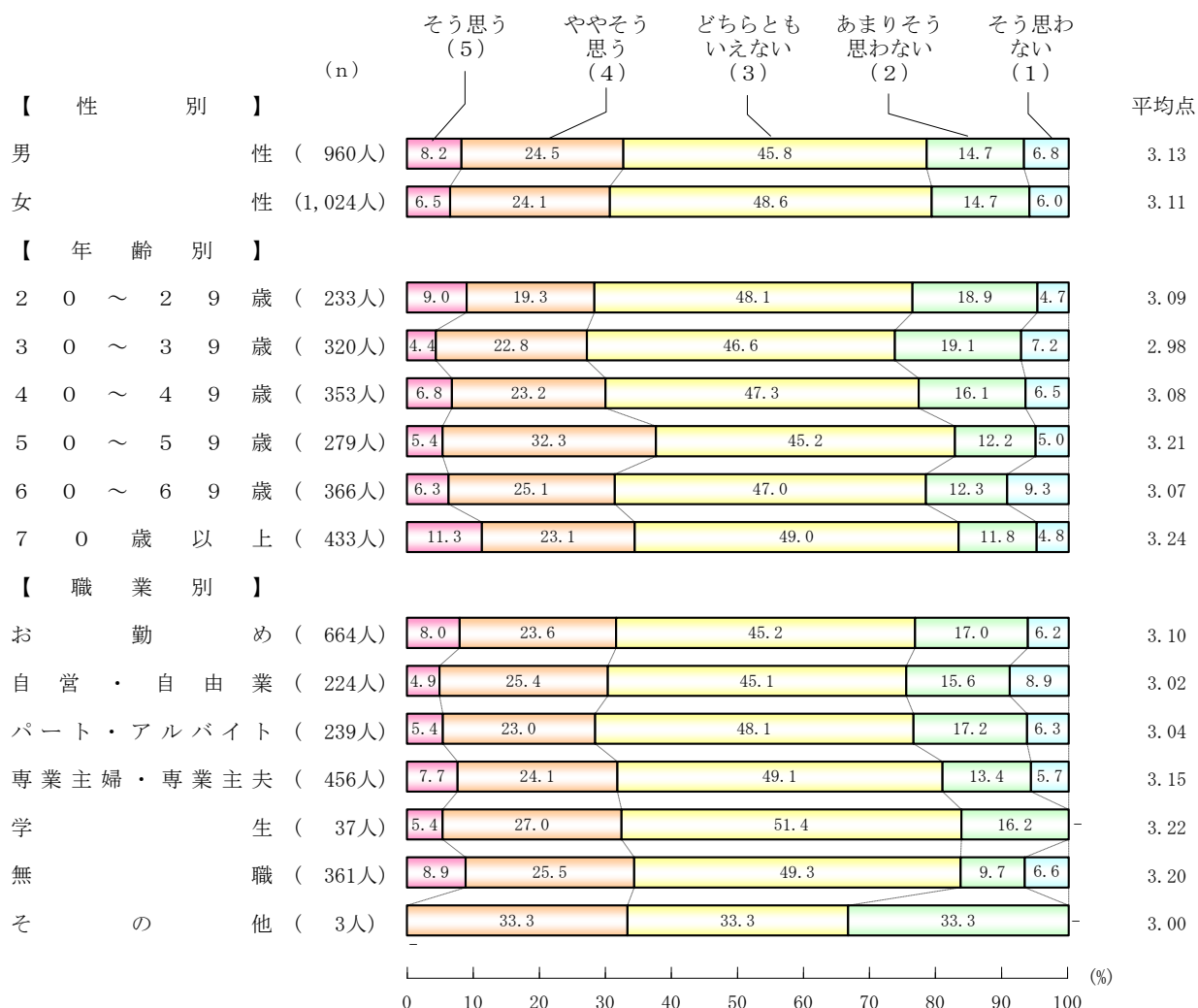


『そう思う』（『そう思う』 + 『ややそう思う』）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、60代以上で高く、職業別では、学生が最も低くなっている。

Q 7 (g) 裁判の手續や内容がわかりやすくなった



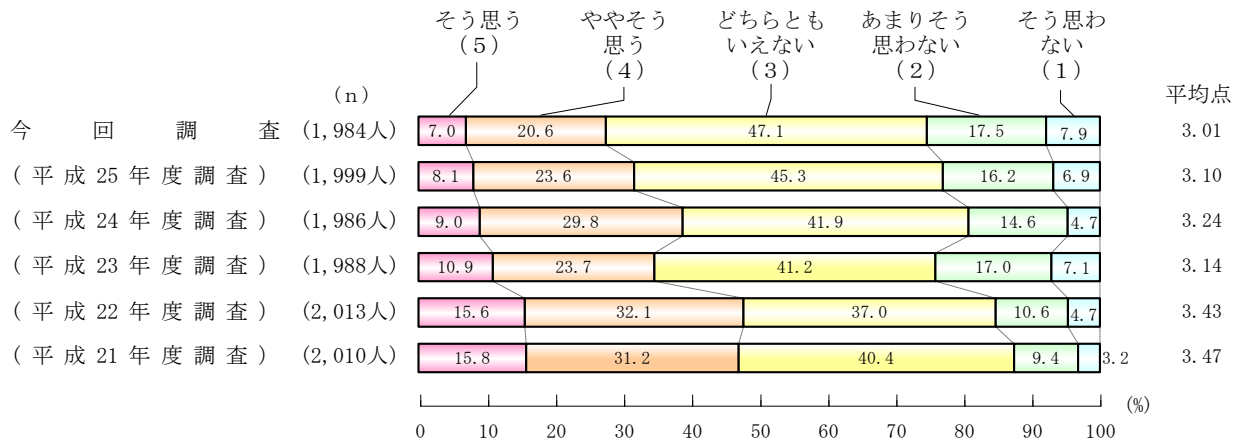
裁判員制度実施後の変化として『裁判の手續や内容がわかりやすくなった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は31.7%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は21.1%となっている。



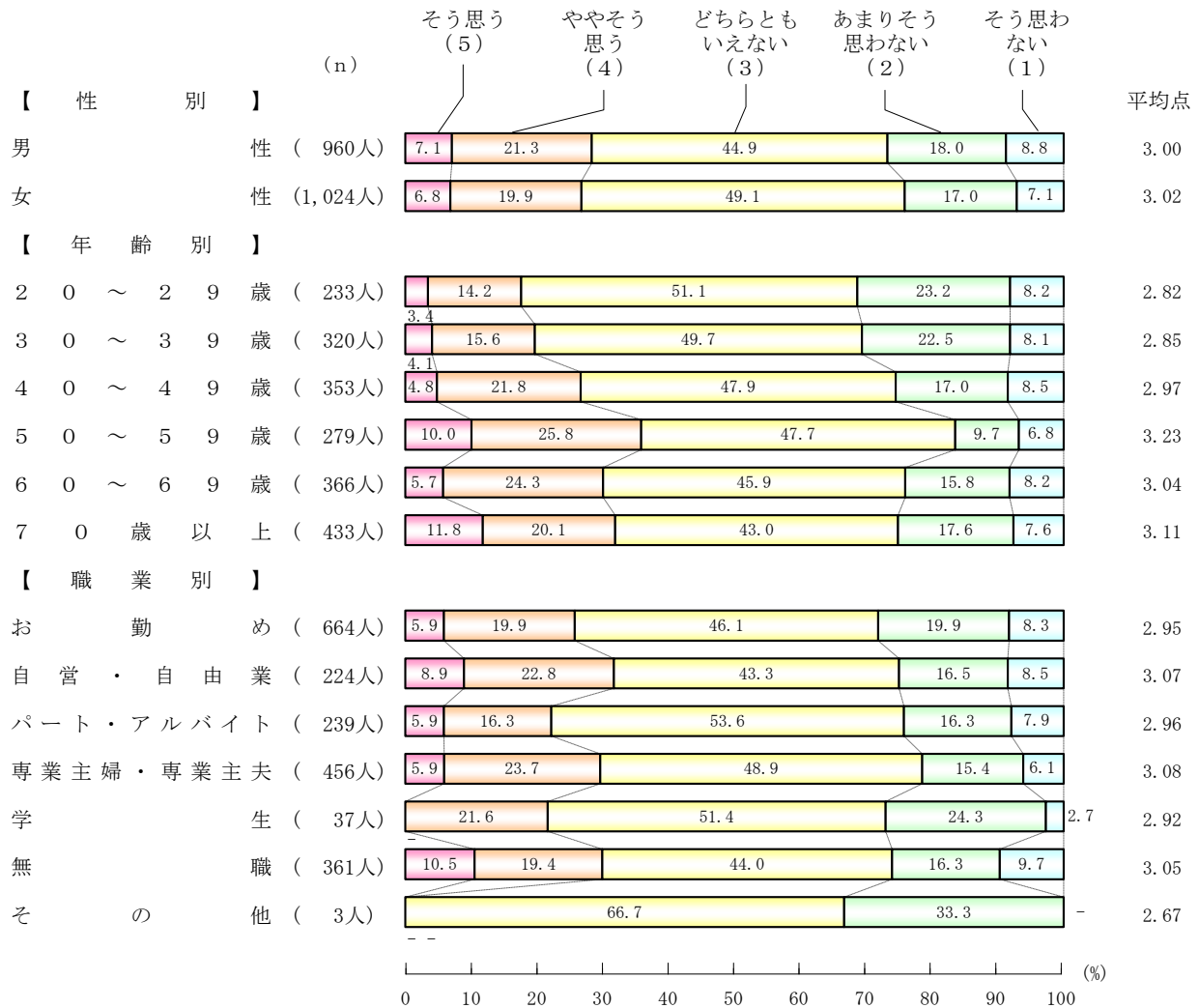
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別、職業別では、大きな差はみられない。年齢別にみると、50代が最も高くなっている。



Q 7 (h) 裁判が迅速になった

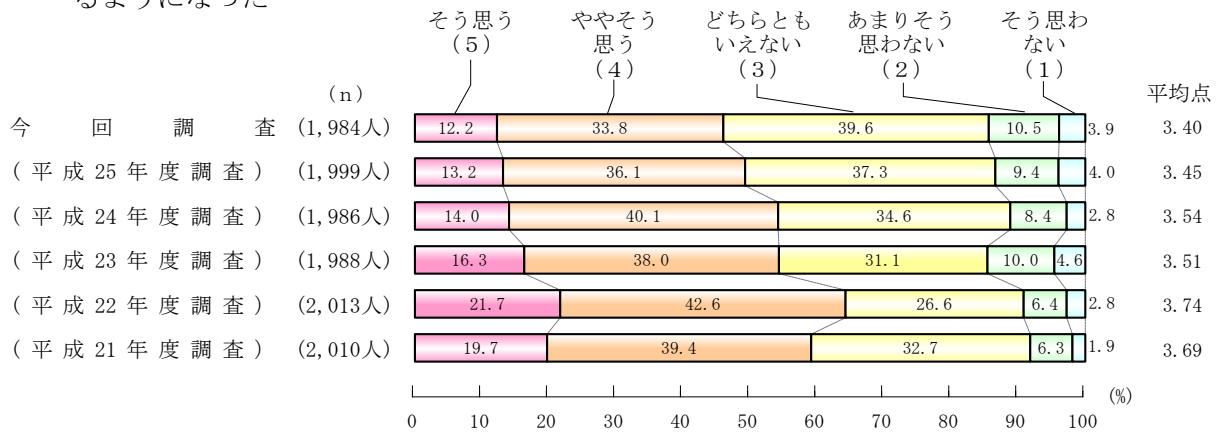


裁判員制度実施後の変化として『裁判が迅速になった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 27.6%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 25.4%となっている。

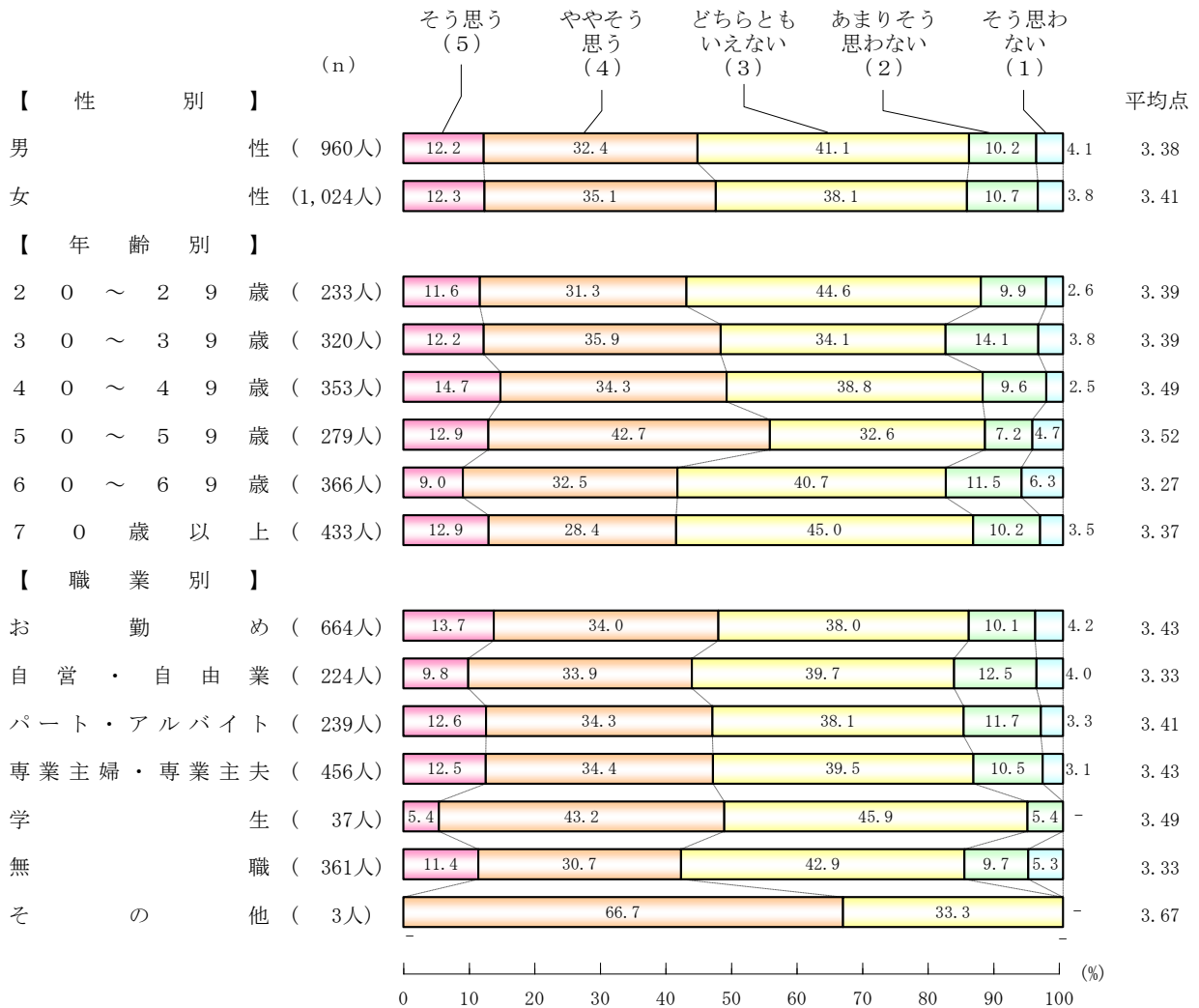


『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、50代が最も高くなっている。職業別では、パート・アルバイトと学生が低くなっている。

Q7 (i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった



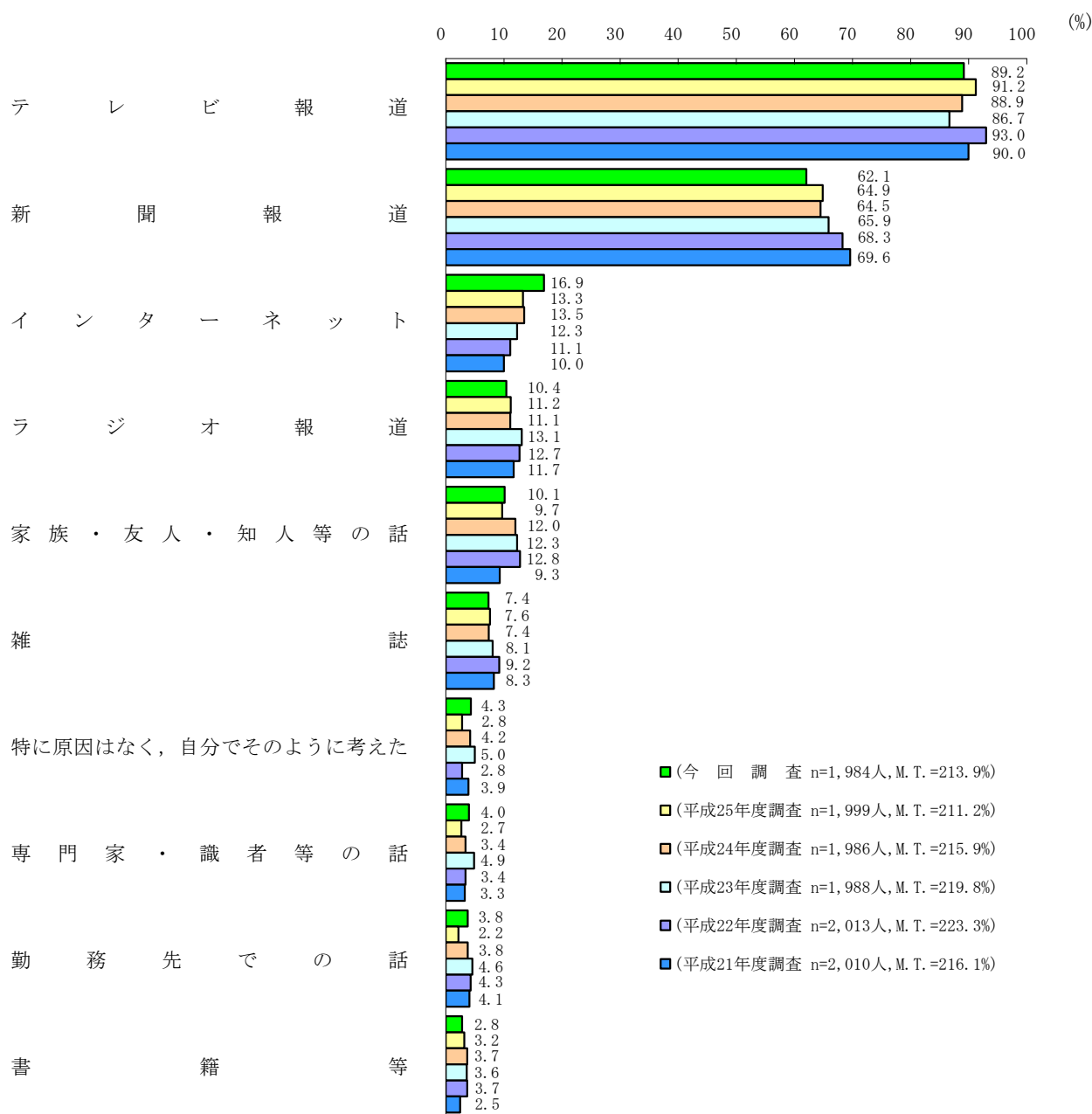
裁判員制度実施後の変化として『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は46.0%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は14.4%となっている。



『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別、職業別では、大きな差はみられない。年齢別では、50代が最も高くなっている。

8 裁判員制度についてQ7の印象を持つことになった原因

Q8 「回答票8」あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(M. A.)



(注) 上記以外の選択肢  
 「裁判への関与」(21年度1.4%, 22年度1.2%, 23年度1.4%, 24年度1.5%, 25年度0.8%, 今回調査1.1%)  
 「裁判傍聴」(21年度0.8%, 22年度0.4%, 23年度0.7%, 24年度1.0%, 25年度0.8%, 今回調査0.9%)  
 「その他」(21年度0.2%, 22年度0.1%, 23年度0.6%, 24年度0.7%, 25年度0.4%, 今回調査0.4%)  
 「わからない」(21年度0.8%, 22年度0.2%, 23年度0.6%, 24年度0.3%, 25年度0.4%, 今回調査0.6%)

現在実施されている裁判員制度についてQ7の印象を持つことになった原因を聞いたところ、「テレビ報道」が89.2%と最も高く、次いで「新聞報道」が62.1%であった。以下、「インターネット」(16.9%)、「ラジオ報道」(10.4%)、「家族・友人・知人等の話」(10.1%)などとなっている。

	該当数 (n)	新聞報道	雑誌	書籍等	テレビ報道	ラジオ報道	インターネット	裁判への関与	裁判傍聴	家族・友人・知人等の話	勤務先での話	専門家・識者等の話	特に原因はなく、自分でそう考えた	その他	わからない	回答計
<b>【性別】</b>																
男性	960	65.6	8.4	3.3	86.8	13.3	20.3	1.4	1.4	7.3	4.8	4.3	5.2	0.3	0.6	223.0
女性	1024	58.8	6.3	2.3	91.4	7.7	13.8	0.9	0.4	12.8	2.8	3.7	3.5	0.4	0.5	205.4
<b>【年齢別】</b>																
20～29歳	233	32.6	2.1	0.9	85.8	2.6	27.5	0.9	0.9	13.7	2.6	2.6	5.2	1.7	0.9	179.8
30～39歳	320	46.9	5.3	1.9	88.4	7.5	27.8	1.6	1.9	7.2	5.3	2.5	5.6	-	0.3	202.2
40～49歳	353	60.9	8.5	3.4	89.5	7.9	24.4	1.1	0.8	9.1	4.8	2.5	3.1	0.3	1.4	217.8
50～59歳	279	70.6	10.4	3.2	90.3	11.1	17.2	1.1	0.7	12.5	4.3	4.7	3.6	-	0.4	230.1
60～69歳	366	74.6	7.7	3.6	88.0	12.8	9.6	0.5	0.3	10.4	3.8	6.3	5.7	0.5	-	223.8
70歳以上	433	74.1	8.5	3.2	91.5	16.4	3.2	1.4	0.7	9.5	2.1	4.6	3.2	-	0.5	218.9
<b>【職業別】</b>																
お勤め	664	58.9	7.5	2.9	88.7	8.7	25.8	1.4	1.4	9.3	6.9	4.1	4.8	0.3	0.8	221.4
自営・自由業	224	56.7	10.3	6.3	84.8	14.3	17.0	1.3	1.3	9.8	2.2	3.6	4.9	-	1.8	214.3
パート・アルバイト	239	55.2	4.2	1.3	91.2	5.4	13.8	1.3	1.7	10.5	4.2	3.8	3.3	0.4	-	196.2
専業主婦・専業主夫	456	62.9	7.5	2.9	91.7	10.1	11.6	0.9	-	11.8	1.5	4.4	3.9	0.2	0.2	209.6
学生	37	35.1	2.7	-	75.7	2.7	35.1	-	-	13.5	-	-	8.1	8.1	-	181.1
無職	361	77.6	7.5	1.9	89.5	15.8	7.5	0.8	0.3	9.1	1.9	4.2	3.9	-	0.3	220.2
その他	3	66.7	33.3	-	100.0	-	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	233.3

男女別にみると、「テレビ報道」、「家族・友人・知人等の話」は女性で高く、「新聞報道」、「ラジオ報道」、「インターネット」は男性で高くなっている。

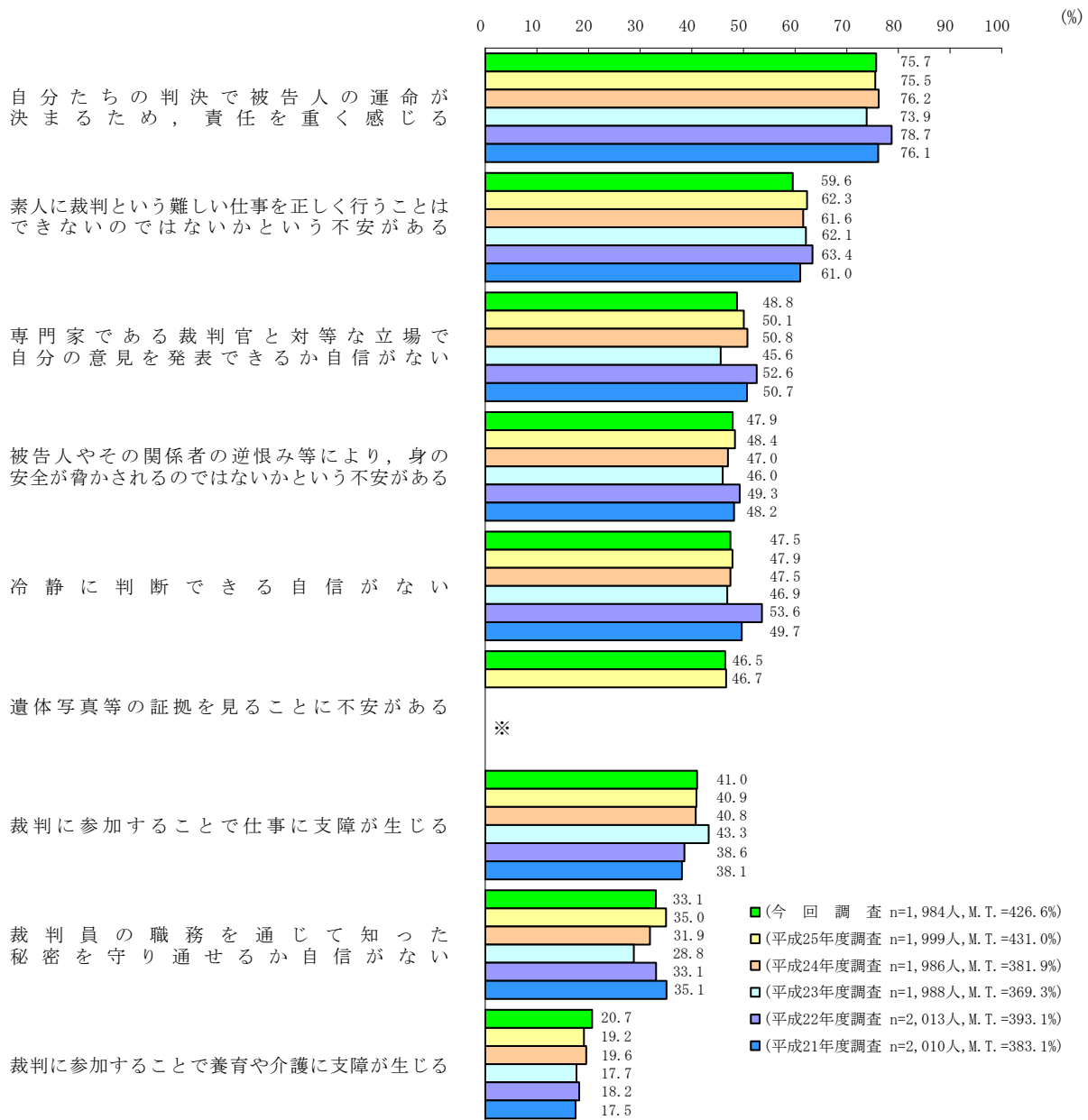
年齢別にみると、「テレビ報道」は大きな差はみられず、「新聞報道」は50代以上で、「ラジオ報道」は70歳以上で、「インターネット」は20代から40代で、それぞれ高くなっている。

職業別にみると、「テレビ報道」は学生で低く、「新聞報道」は無職で高く、「ラジオ報道」は自営・自由業と無職で高く、「インターネット」は学生で高くなっている。

9 裁判に参加する場合の心配や支障となるもの

Q9 [回答票9] あなたが刑事裁判に参加するとした場合、あなたにとって心配や支障となるものはどれですか。当てはまるものを、この中からすべてあげてください。

(M. A.)



(注) 上記以外の選択肢

「特になし」(21年度3.6%, 22年度3.7%, 23年度2.9%, 24年度4.2%, 25年度2.7%, 今回調査3.5%)

「その他」(21年度2.3%, 22年度1.7%, 23年度1.4%, 24年度1.5%, 25年度1.5%, 今回調査1.4%)

「わからない」(21年度0.7%, 22年度0.3%, 23年度0.6%, 24年度0.8%, 25年度0.9%, 今回調査1.0%)

※「遺体写真等の証拠を見ることに不安がある」は平成25年度より新設された選択肢のため、平成21~24年度調査時のデータは存在しない。

刑事裁判に参加するとした場合に心配や支障となるものとしては、「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」が75.7%と最も高く、以下、「素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかと不安がある」(59.6%)、「専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない」(48.8%)、「被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかと不安がある」(47.9%)、「冷静に判断できる自信がない」(47.5%)などとなっている。

	該当数 (n)	自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる	素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある	専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない	冷静に判断できる自信がない	遺体写真等の証拠を見ることに不安がある	被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかという不安がある	裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない	裁判に参加することで仕事に支障が生じる	裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる	特にな	その他	わからない	回答計
<b>【性別】</b>														
男性	960	70.1	53.3	42.1	40.1	33.9	42.6	31.7	46.6	14.1	5.6	1.4	0.4	381.8
女性	1024	81.0	65.4	55.1	54.4	58.3	52.9	34.4	35.8	27.0	1.6	1.4	1.5	468.7
<b>【年齢別】</b>														
20～29歳	233	74.2	51.5	39.5	40.3	40.3	46.8	24.0	44.2	13.3	1.7	-	-	376.0
30～39歳	320	77.8	54.4	44.7	44.4	46.3	53.1	31.6	52.2	23.8	2.8	-	-	430.9
40～49歳	353	75.4	59.5	43.3	41.4	46.5	54.4	36.0	57.8	28.9	2.3	0.3	0.3	445.9
50～59歳	279	77.4	54.8	47.0	47.3	49.1	43.7	36.2	51.6	17.6	3.9	0.7	-	429.4
60～69歳	366	79.2	68.0	55.5	55.2	49.2	50.3	36.6	34.2	23.0	4.6	1.9	1.4	459.0
70歳以上	433	71.1	63.7	56.8	52.2	46.0	40.2	31.6	16.4	15.9	4.8	3.9	3.0	405.8
<b>【職業別】</b>														
お勤め	664	72.9	53.9	40.7	40.2	36.9	45.2	31.3	60.7	15.1	3.6	0.2	0.2	400.8
自営・自由業	224	73.2	58.0	43.8	43.3	44.2	39.7	29.0	62.9	20.5	5.8	0.9	0.4	421.9
パート・アルバイト	239	83.7	62.3	46.9	51.5	56.5	55.2	34.3	51.5	26.4	1.3	0.4	0.4	470.3
専業主婦・専業主夫	456	79.6	66.9	59.2	57.7	61.4	56.8	38.2	18.2	30.3	1.8	1.8	2.2	473.9
学生	37	78.4	48.6	35.1	35.1	21.6	37.8	21.6	43.2	10.8	-	-	-	332.4
無職	361	71.7	60.9	56.2	49.3	42.4	42.7	33.0	13.0	16.6	6.1	4.2	1.7	397.8
その他	3	100.0	66.7	66.7	33.3	66.7	100.0	-	33.3	-	-	-	-	466.7

男女別にみると、上位5項目はいずれも女性で高くなっている。

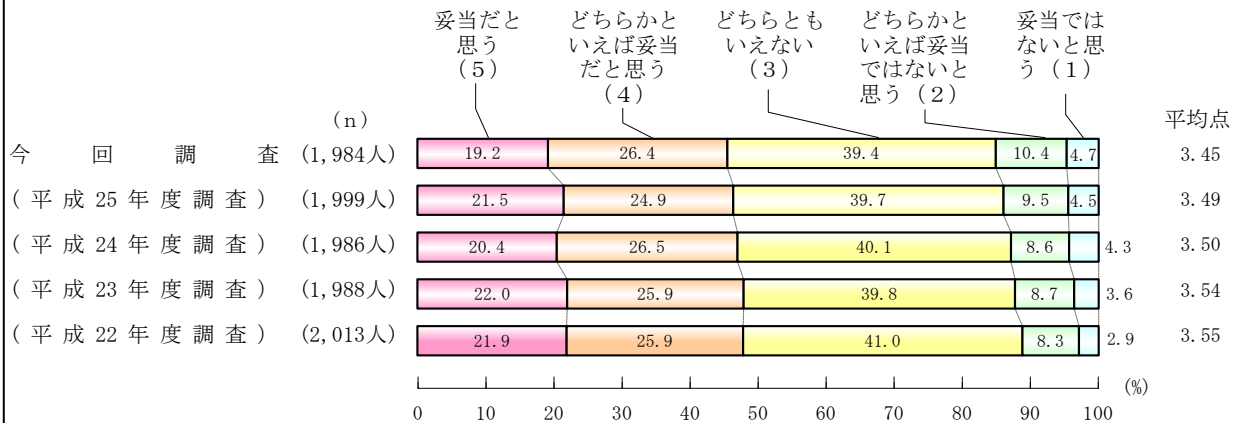
年齢別にみると、「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」は70歳以上で低く、「素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある」、「専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない」、「冷静に判断できる自信がない」は60代以上で、「被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかという不安がある」は30代と40代で、それぞれ高くなっている。

職業別にみると、「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」はパート・アルバイト、専業主婦・専業主夫で、「素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある」、「冷静に判断できる自信がない」は専業主婦・専業主夫で、「専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない」は専業主婦・専業主夫と無職で、「被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかという不安がある」はパート・アルバイト、専業主婦・専業主夫で、それぞれ高くなっている。

10 裁判員裁判の傾向について（執行猶予付判決における保護観察の割合）

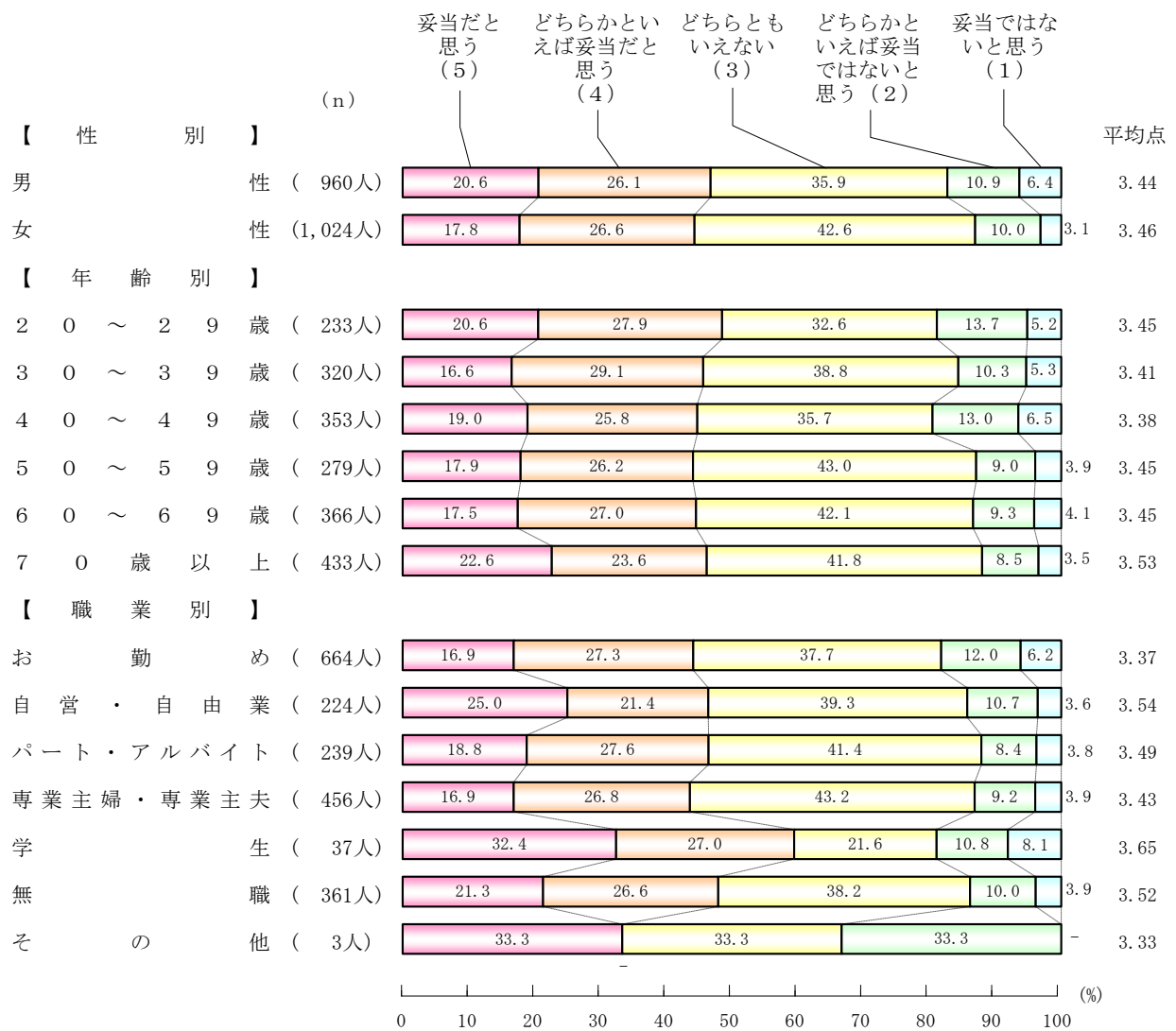
【資料1】 刑事裁判で刑の執行を猶予する場合には、被告人を保護観察に付すことができます。保護観察とは、保護観察所による指導監督を受けることを義務づけ、更生を図る制度です。これまでの執行猶予判決の中で保護観察が付された割合を見ると、裁判官のみの裁判では32.1%であるのに対し、裁判員裁判では54.9%となっています。

Q10 [回答票10] 裁判員裁判におけるこのような傾向について、あなたはどのように思いますか。



裁判員裁判で、保護観察が付された割合が裁判官のみの裁判より多くなっていることについて、『妥当だと思う』（『妥当だと思う』＋『どちらかといえば妥当だと思う』）は45.6%、『妥当ではないと思う』（『どちらかといえば妥当ではないと思う』＋『妥当ではないと思う』）は15.1%となっている。

(注) 裁判官のみの裁判 32.1% = 平成18年1月1日から平成21年5月20日までの判決宣告分の数値  
 裁判員裁判 54.9% = 平成23年6月1日から平成26年10月31日までの判決宣告分の数値

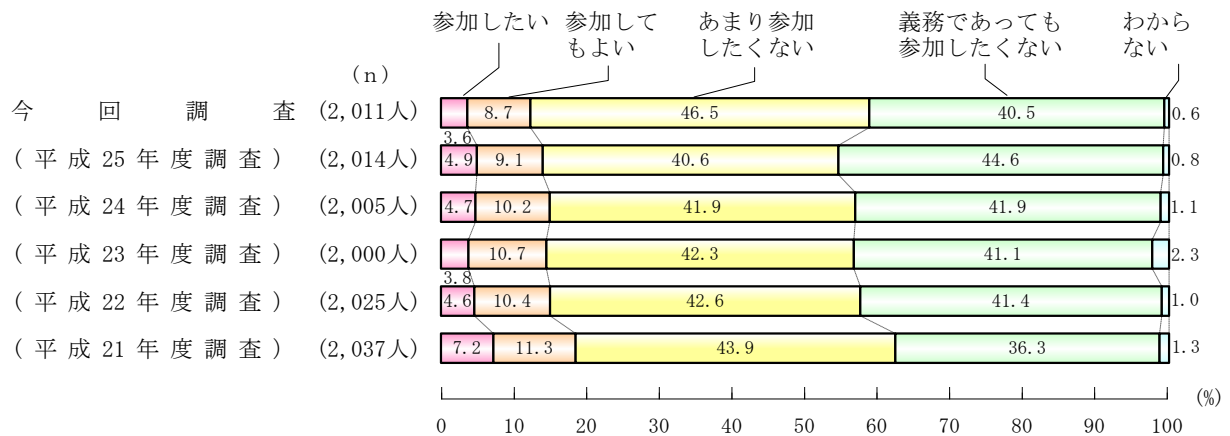


裁判員裁判で、保護観察が付された割合が『妥当だと思う』（「妥当だと思う」＋「どちらかといえば妥当だと思う」）と答えた者の割合は、男女別、年齢別では、大きな差はみられない。職業別では、学生が最も高くなっている。

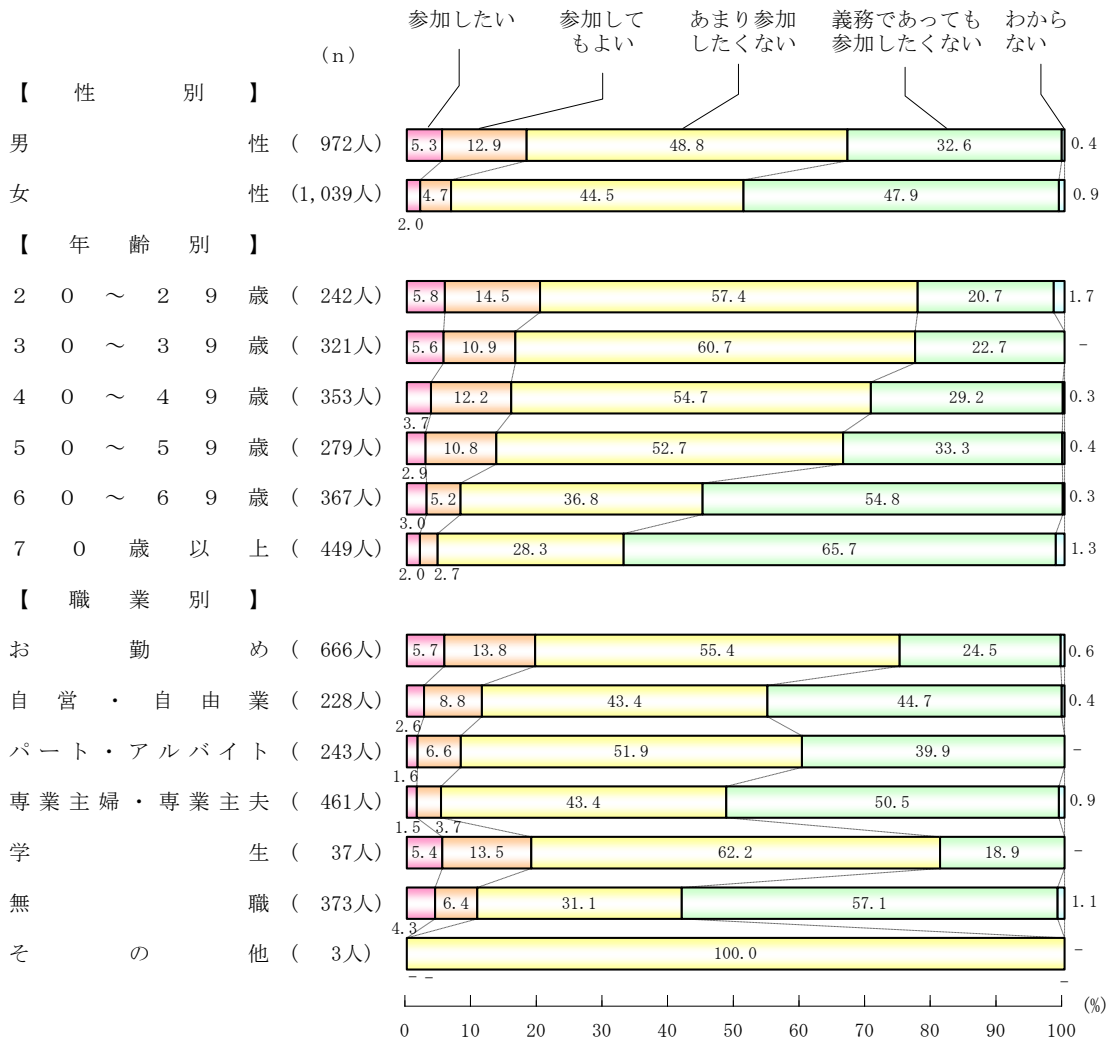


1 1 裁判員として刑事裁判に参加したいか

Q 1 1 [回答票 1 1] あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いますか。



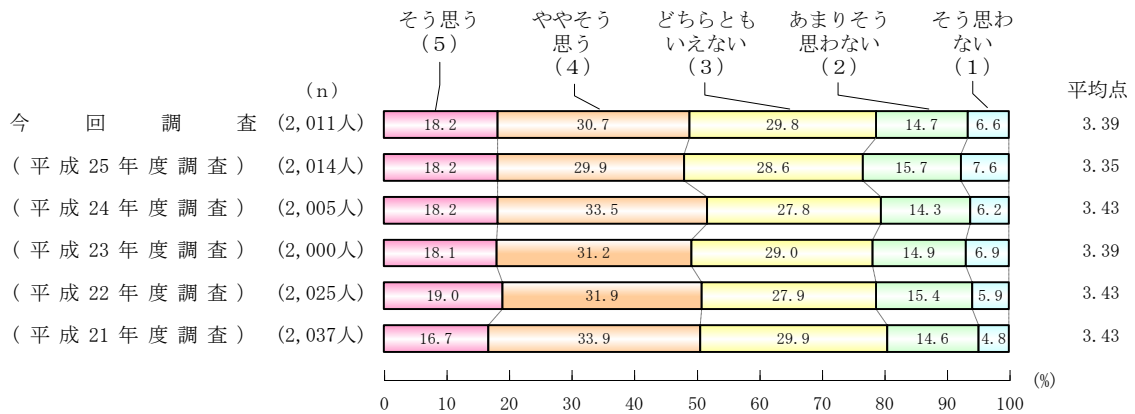
裁判員として刑事裁判に参加したいかどうかについては、「参加したい」が3.6%、「参加してもよい」が8.7%、「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」が46.5%、「義務であっても参加したくない」が40.5%となっている。



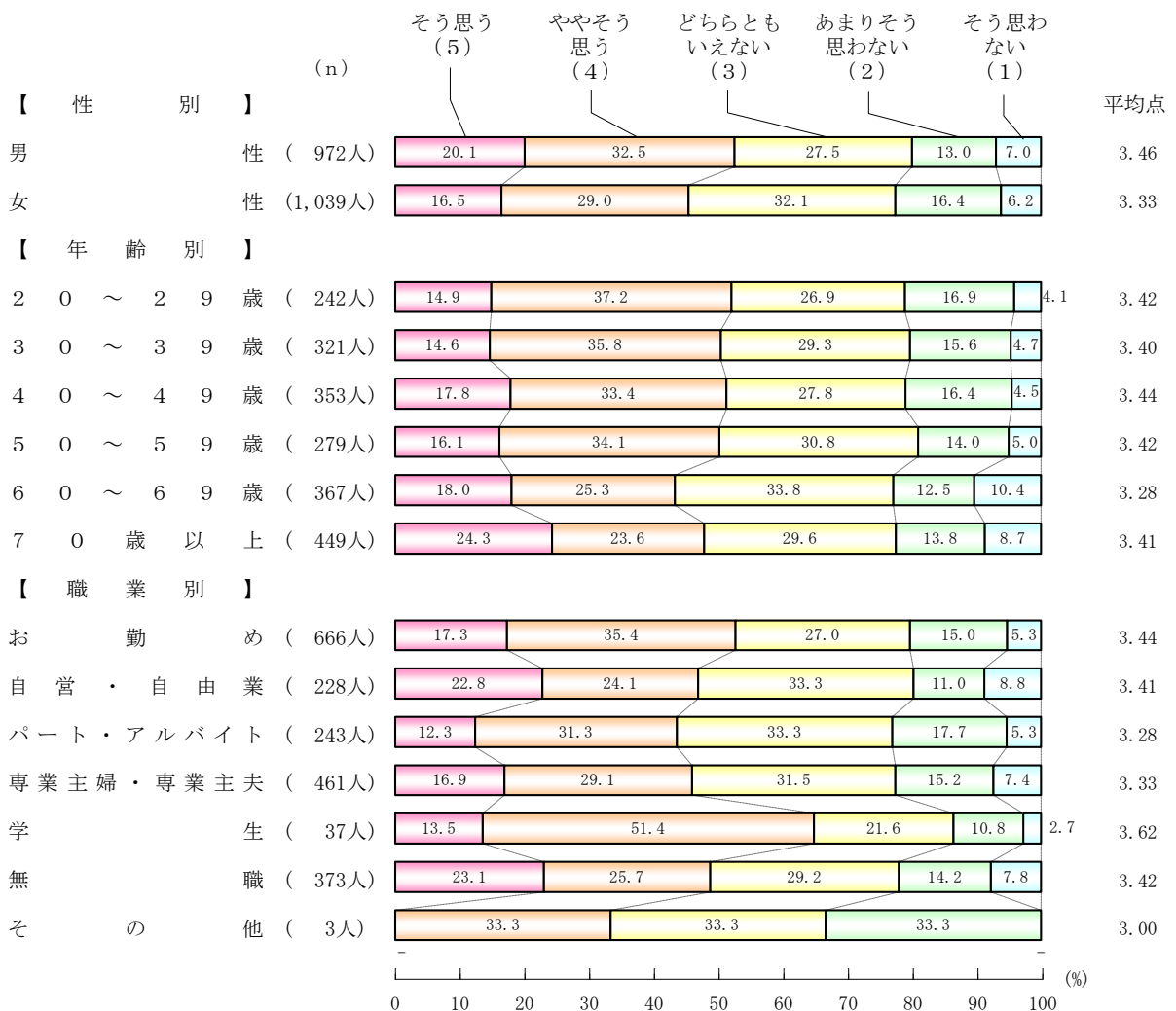
「参加したい」、「参加してもよい」と答えた者の割合は、男女別では、男性で高くなっている。年齢別では、20代が最も高く、職業別では、お勤めと学生が高くなっている。

1 2 刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか

Q 1 2 [回答票 1 2] 刑事裁判や司法など公の事柄については、国や専門家に任せておくのではなく、国民が自主的に関与すべきであるという考え方について、あなたはどのように思いますか。



刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきであるという考え方については、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 48.9%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 21.3%となっている。



『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、男性で高くなっている。年齢別では、60代が最も低く、職業別では、学生が最も高くなっている。